無料ダウンロード資料

M&A 法務DDチェックシート 完全版

基本合意前に確認しておきたい55項目を収録

未払い残業代・表明保証・CoC条項など「後で気づいた」では済まされない論点を整理

監修

和氣 良浩 弁護士

弁護士法人ブライト 代表弁護士／パートナー 大阪弁護士会所属

弁護士法人ブライト｜みんなの法務部

https://law-bright.com/｜06-4965-9590（平日9-18時）

目次

■ はじめに――なぜ法務DDを徹底しなければならないのか 3

■ 第1章｜会社情報・組織・許認可（11項目） 4

■ 第2章｜契約・取引関係（11項目） 6

■ 第3章｜労務・人事（11項目） 8

■ 第4章｜知的財産・情報セキュリティ（11項目） 10

■ 第5章｜訴訟・コンプライアンス・許認可（11項目） 12

■ 総合判定とアクション 14

■ 付録｜表明保証条項チェックリスト（Wordファイル参照） 参照

本書の使い方

本チェックシートは、M&Aにおける法務デューデリジェンス（Legal DD）を自社で進める際の「最初の地図」として機能します。各チェック項目にはリスク度（高/中/低）を付与しています。リスク度【高】の項目に未確認が残る場合は、クロージング前に専門家との協議をおすすめします。チェックが完了した項目には □→✓ を記入し、発見事項は別紙「DDファインディングシート」に転記してください。

はじめに——なぜ法務DDを徹底しなければならないのか

M&Aにおける法務デューデリジェンス（Legal DD）とは、買収対象会社（以下「対象会社」）に潜在する法的リスクを事前に可視化し、取引価格・契約条件・クロージング後の対策に反映させるプロセスです。財務DDと異なり、法務DDで発見されるリスクは「数字に出ない」ため見過ごされがちです。しかし実務では次のようなケースが繰り返されています。

ケースA	製造業A社を買収したC社が、クロージング後に主力製品に係る特許が第三者に帰属していることを発見。差止め請求を受け、M&Aの目的だったシナジーがゼロになった。
ケースB	IT系B社を買収したD社が、買収2年目に労働基準監督署の調査を受け、未払い残業代（労働基準法第37条違反）の是正勧告を受けたうえ、従業員から約4,200万円の支払いを求められた。表明保証条項が機能せず、売主が清算済みで回収不能。
ケースC	小売E社が買収した対象会社に、古物商許可（古物営業法第3条）が失効した状態で2年間営業していた事実が判明。行政処分リスクに加え、取引先との契約違反にも波及した。

※本書に登場する事例（上記ケースA〜C、および各章末の「よくある落とし穴」内の企業名・数値）は、実務上典型的に生じる問題を説明するための架空の設例であり、特定の実在企業・訴訟・行政処分事例に基づくものではありません。

法務DDは「リスクの発見」ではなく「リスクの定量化と対策立案」が本来の目的です。本書はその実践ガイドとして、55のチェック項目と実務アクションを提供します。

第1章｜会社情報・組織・許認可

解説

法務DDの出発点は、対象会社が「そもそも適法に存在し、適法に事業を営んでいるか」を確認することです。登記情報のズレ、定款と実態の乖離、許認可の失効・未取得は、買収後に事業を継続できなくなる致命的リスクに直結します。

特に許認可は、取得しているか否かだけでなく「承継可能か」が重要です。許認可の多くは名義人（法人または個人）に紐付いており、組織再編を行っても自動的に承継されるとは限りません（例：建設業許可は建設業法第3条、宅建業免許は宅地建物取引業法第3条）。株式譲渡であれば法人の同一性が維持されるため多くの許認可は維持されますが、事業譲渡の場合は原則として新規取得が必要となります。

役員の欠格事由（会社法第331条第1項）についても確認が必要です。会社法等違反により刑に処せられ執行終了後2年未満の者、またはその他拘禁刑以上の刑の執行中の者（執行猶予中の者を除く）は取締役に就任できません。役員変更登記が遅延している場合は過料（会社法第976条）の対象となる可能性もあります。

◆ 社長が知らない落とし穴①

「許認可は持っているから大丈夫」と思っていたF社のケース。調査を進めると、更新手続きを忘れて建設業許可が3か月前に失効していたことが判明。許可が失効している期間の売上は全て無許可営業となり、発注元の大手G社との取引基本契約に「許認可維持義務」条項があったため損害賠償リスクも浮上した。許認可の有効期限と更新履歴は早めに確認しておきたい。

▶ チェックシートは同梱のExcelファイル「M&A 法務DDチェックシート55項目」をご参照ください。

第2章｜契約・取引関係

解説

契約・取引関係のDDは、対象会社の収益基盤が買収後も維持されるかどうかを判断する最重要プロセスの一つです。重要顧客・仕入先との契約に「チェンジ・オブ・コントロール（COC）条項」が含まれている場合、株式譲渡により相手方が契約解除権を取得することがあります。これは売上の大部分を占める契約が一夜にして失われるリスクを意味します。

独占販売契約・NDA・競業禁止条項・ライセンス契約等も要注意です。特にライセンス契約は、契約書上ライセンサーの同意なく第三者への移転・サブライセンスを禁止する条項が設けられているケースがほとんどであり、買収後に使用継続ができなくなるリスクがあります（株式譲渡では契約当事者である法人格自体は変わりませんが、契約書がCOC条項として株主構成の変動自体を解除・承諾事由に定めていることがあるため確認が必要です）。

借入契約・社債にも「期限の利益喪失条項」としてCOC条項が組み込まれているケースがあり、株式譲渡をトリガーとして契約上の合意に基づき一括返済を求められる事態も起こり得ます。

◆ 社長が知らない落とし穴②

H社がI社を買収した事案。クロージング後に主力顧客J社との販売代理店契約を確認すると、「株主構成が20%以上変動した場合、J社は30日前の通知をもって解除できる」というCOC条項が存在した。J社はこの条項を行使し契約を解除。対象会社の売上の約40%が消失した。COC条項はDD段階で全主要契約を対象に確認し、必要であれば買収前にウェーバー（条項不行使の同意書）を取得することが実務上の定石。

▶ チェックシートは同梱のExcelファイル「M&A 法務DDチェックシート55項目」をご参照ください。

第3章｜労務・人事

解説

法務DDにおいて、労務リスクは財務諸表に現れない最大の「隠れ債務」です。特に未払い残業代は、労働基準法第37条（時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金）に基づく法定義務であり、不払いがあれば遡及請求の対象となります。2020年4月施行の改正労働基準法（附則第143条第3項）により、賃金請求権の消滅時効は従来の2年から3年（当面の措置）に延長され、将来的には5年に延長される可能性があります（民法第166条第1項第1号との調整）。

中小企業では固定残業代（みなし残業代）を導入しているケースが多いですが、設計が不適切な場合（時間数の明示なし・実態との乖離・基本給への組み込み方式の不備等）は無効と判断されるリスクがあります（最判平成29年7月7日・医療法人社団康心会事件の判断基準に沿った下級審判断が多数）。30人規模の会社で固定残業代が無効と判断された場合、未払い残業代の総額が数千万円に達した事例も珍しくありません。

また、管理監督者の認定要件（労働基準法第41条第2号）を満たさない「名ばかり管理職」問題や、フリーランス・業務委託の偽装請負（労働者性の問題）も重大なリスクです。

◆ 社長が知らない落とし穴③

K社を買収したL社が、DD段階で「うちは管理職以上には残業代を払っていない」という説明を受けた。ところが買収後に労働基準監督署の是正勧告が入り、管理職の大半が「管理監督者」の要件（労基法第41条・①経営への関与、②労働時間の自律性・裁量、③待遇の相当性）を満たしていないと判断。遡及3年分の未払残業代の支払いを求められ、総額約2,300万円に達した。管理監督者の認定は「役職名」ではなく「実態」で判断される。DD段階で就業規則・タイムカード・給与台帳を確認し、管理職の働き方の実態を把握することが不可欠だ。

▶ チェックシートは同梱のExcelファイル「M&A 法務DDチェックシート55項目」をご参照ください。

第4章｜知的財産・情報セキュリティ

解説

知的財産・情報管理のDDは、M&A後の事業継続と競争力維持を左右する重要な検討領域です。特に問題となるのが知財帰属の見落としです。特許・商標・著作権が会社名義になっていないケースが頻発しており、創業者個人名義の商標、元従業員が作成したソフトウェアの著作権（著作権法第15条の職務著作の要件を満たさないケース）、フリーランスが開発した成果物で契約上の権利帰属移転がされていないケースなどで、買収後に「これは会社のものではない」と主張されるリスクがあります。

個人情報保護の観点からも重大なリスクが潜んでいます。2022年に全面施行された改正個人情報保護法では、データの第三者提供規制が強化されています。事業承継に伴う個人データの提供は、個人情報保護法第27条第5項第2号により本人同意なしの「第三者提供」には該当しないとされていますが、取得後の利用目的の通知・公表など別途対応が必要な点に留意が必要です。顧客データの取り扱いポリシーが実態と乖離している場合、買収後に行政処分や損害賠償リスクが顕在化することがあります。

クラウドサービスやITインフラに関しては、SaaSライセンスが特定の法人に紐付いており、M&Aの形態（特に事業譲渡）によっては引き継げない場合があります。基幹システムが外注先のソースコードに依存し、かつ権利帰属が明確でない場合も要注意です。

◆ 社長が知らない落とし穴④

製造業のM社を買収したN社が、買収後に主力製品の製造管理システムが実はフリーランスエンジニアが開発したものであることが判明。開発委託契約に著作権帰属の明示がなく、フリーランス側が著作権を主張。システムの改修・複製が事実上不可能となり、M&Aの目的だった製造ライン増強計画が頓挫した。外注・フリーランスへの開発委託契約は、「成果物の著作権は発注者に帰属する」旨の条項が設けられているかを確認しておきたい。

▶ チェックシートは同梱のExcelファイル「M&A 法務DDチェックシート55項目」をご参照ください。

第5章｜訴訟・コンプライアンス・許認可

解説

訴訟・コンプライアンス・許認可のDDは、対象会社の法的安全性を包括的に評価するプロセスです。係争中の訴訟はもちろん、潜在的訴訟リスク（未解決のクレーム、行政への申立て等）についても確認が必要です。

許認可の引き継ぎについては、M&Aの形態によって扱いが異なります。株式譲渡の場合は法人格が同一のため原則そのまま維持されますが、事業譲渡の場合は譲受側で取り直しが必要なケースが多く、合併（吸収・新設）の場合は個別法令で確認が必要です。建設業・宅建業・旅行業・医療法人・金融商品取引業などは特に注意が必要です。

反社会的勢力との関係性は、発覚した場合に取引先・金融機関との関係が一斉に切断されるリスクがあり、DDにおいて最優先で確認すべき事項の一つです。税務リスクについても、過去の申告が適正であったか、調査リスクの有無を確認することが重要です。

> **◆ 社長が知らない落とし穴⑤**
> O社（旅行代理店）を買収したP社が、クロージング後に対象会社の旅行業免許（旅行業法第3条）について確認したところ、事業譲渡に伴い新たに許可申請が必要であることが判明。許可申請から取得まで数か月を要するため、その間の新規受付停止を余儀なくされた。買収スキームの検討段階から、必要許認可の承継可否を専門家に確認することが不可欠だ。

▶ チェックシートは同梱のExcelファイル「M&A 法務DDチェックシート55項目」をご参照ください。

ブライトのM&A・法務DDサービス

弁護士法人ブライトでは、買い手・売り手両側のM&A支援を提供しています：

・ 法務DD（買い手側）：本資料のチェック項目に沿った精査

・ 売主側DD対応支援：買い手からの要求への対応

・ 株式譲渡契約・事業譲渡契約 ドラフト・交渉

・ PMI（統合後）支援：契約承継・労務統合・知財統合

弁護士法人ブライト「みんなの法務部」
TEL: 06-4965-9590（平日9:00-18:00）
WEB: https://law-bright.com/contact/
初回相談無料。M&A検討初期段階のご相談から対応します。

本資料の著作権は弁護士法人ブライトに帰属します。社内利用は自由ですが、無断転載・公開はお控えください。

本資料は一般的な情報提供を目的とするものであり、個別案件に関する法的助言を目的とするものではありません。個別案件については弁護士にご相談ください。 2026年5月改訂版

付録｜表明保証条項チェックリスト

付録について

株式譲渡契約（SPA）に盛り込む「表明保証条項」の確認ポイントをまとめたチェックリスト（15項目）は、同梱のWordファイル「表明保証条項チェックリスト」をご参照ください。Word形式で編集可能なため、個別の取引内容に応じてカスタマイズしてご活用いただけます。SPA交渉・表明保証条項の設計については弁護士法人ブライトにご相談ください。